

萩情審第20号

令和7年3月3日

萩市長 田中 文夫 様

萩市情報公開審査会

会長 長谷 義明

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年9月18日付け萩総第358号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

令和6年6月12日付けで審査請求人から提起された令和6年3月15日付け萩商振第178号による部分開示決定及び不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

付言

実施機関は、第三セクターが独立的かつ自律的な運営が強く求められているとされる一方で、市民への説明責任を負うところである。その関与等に当たっては、当該責任が十分に尽くされるべく妥当性等を自ら検証可能な仕組みを備えるほか、今後も引き続き第三セクター毎の多様な実情や特性等に応じた情報開示の在り方を含めて必要な検討を推進されていくことを期待する。

1 審査会の結論

萩市長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が令和6年3月15日付け萩商振第178号で行った部分開示決定及び不開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、監査役の印影を除く部分について全部開示することを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求の理由について、概ね、次のように主張する。

①審査請求事項（その1）について

「令和3年5月31日の美原議員・豊田社長と市長の面会記録その他当該面会に関して作成・入手した資料」について、不開示とされた情報は、第三セクターである株式会社たまがわが、事業継承契約を締結し、豊田物産株式会社の事業を実質的に承継しているものであり、当該資料を公にすることによって、豊田物産株式会社の権利、競争上の利益その他正当な権利を害する具体的なおそれはなく、そもそも、萩市情報公開条例（以下「条例」という。）第8条第4号アの不開示事由に該当せず、また、当該情報は、萩市民の財産等を保護するために公にすることが必要な情報であって、開示されなければならない。

②審査請求事項（その2）について

「令和4年8月31日以降に開かれた全ての株式会社たまがわの取締役会及び臨時取締役会で使用した資料全て」について、不開示とされた情報は、豊田物産株式会社の事業を承継するに当たって、第三セクターである株式会社たまがわが、意思決定をした際に用いられた資料を含むものであり、条例第8条第4号イに該当するとして不開示としているところ、既に、

萩市議会での百条委員会等での議論されているものであって、そもそも、条例第8条第4号イに該当せず、また、当該情報は、萩市民の財産等を保護するために公にすることが必要な情報であって、開示されなければならない。

③審査請求事項（その3）について

「令和4年8月10日及び8月30日の株式会社たまがわ臨時取締役会の会議録等会議の状況が分かる資料」、「令和4年8月10日及び8月30日の株式会社たまがわ臨時取締役会で使用した資料全て」、「株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた事業譲渡（売買）契約書及びその附属資料」、「株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた土地の賃貸借契約書及びその附属資料」、「株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた事務所の賃貸借契約書及びその附属資料」、「株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた豊田社長との顧問契約書及びその附属資料」、「令和4年8月31日以降に開かれた全ての株式会社たまがわ取締役会及び臨時取締役会の会議録等会議の状況が分かる資料」について、不開示とされた情報は、豊田物産株式会社の事業を承継するに際して、第三セクターである株式会社たまがわが、意思決定し、あるいは、事業承継に向けて取り交わした契約書類等であり、条例第8条第4号イに該当するとして不開示としているところ、既に萩市議会での百条委員会等で議論されているものであって、そもそも、条例第8条第4号イに該当せず、また、当該情報は、萩市民の財産等を保護するために公にすることが必要な情報であって、開示されなければならない。

④審査請求事項（その4）について

「令和3年5月31日の美原議員・豊田社長と市長の面会記録」について、条例第3条第2項に「実施機関は、会議録等必要な情報の作成を怠ってはならない。」と規定されており、面会の結果を記録して、組織として保管していないことは通常考えられず、また、条例の不開示事由にも該当しない情報であるため、開示されなければならない。

⑤審査請求事項（その5）について

「株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた製造委託契約書及びその附属資料」、「株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた製造のための従業員出向に係る契約書及びその附属資料」、「株式会社たまがわ江崎加工場を食品衛生法に適合した建物・設備に改修するために取得した見積書及び見積り明細書その他関連資料」、「株式会社たまがわが金融機関からの融資を受けるための契約書及びその附属資料」、「株式会社たまがわ江崎加工場改修に係る施工業者との契約書及びその附属資料」、「株式会社たまがわ江崎加工場改修に係る施工状況の実施報告書その他関連資料」について、萩市議会において百条委員会が設置され、これらについて議論されていることからすれば、これらの資料を組織として保管していないことは通常考えられず、また、条例の不開示事由にも該当しない情報であるため、開示されなければならない。

⑥ 審査請求事項（その６）について

開示された情報のうち、「令和５年５月１８日開催の取締役会で使用した資料」中、「監査報告書」については、令和４年度事業に関する監査報告書が添付されるのが正当であるが、開示された情報中の「監査報告書」は令和３年度事業に関するものであり、写しに過誤があるため、審査請求人が求める一連の資料について全て開示決定されることを強く求める。

３ 実施機関の弁明の内容

（１）開示文書について

本件処分に係る情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）により開示を求められた文書（以下「本件開示文書」という。）は、次のとおりである。

- ① 令和４年８月１０日及び８月３０日の株式会社たまがわ臨時取締役会の会議録等会議の状況が分かる資料
- ② 令和４年８月１０日及び８月３０日の株式会社たまがわ臨時取締役会で使用した資料全て
- ③ 株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた事業譲渡（売買）契約書及びその附属資料

- ④株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた製造委託契約書及びその附属資料
- ⑤株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた製造のための従業員出向に係る契約書及びその附属資料
- ⑥株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた土地の賃貸借契約書及びその附属資料
- ⑦株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた事務所の賃貸借契約書及びその附属資料
- ⑧株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた豊田社長との顧問契約書及びその附属資料
- ⑨株式会社たまがわから市へ提出されている令和３年度及び令和４年度の経営状況に関する書類全て
- ⑩令和４年８月３１日以降に開かれた全ての株式会社たまがわ取締役会及び臨時取締役会の会議録等会議の状況が分かる資料
- ⑪令和４年８月３１日以降に開かれた全ての株式会社たまがわの取締役会及び臨時取締役会で使用した資料全て
- ⑫株式会社たまがわ江崎加工場を食品衛生法に適合した建物・設備に改修するために取得した見積書及び見積り明細書その他関連資料
- ⑬株式会社たまがわが金融機関からの融資を受けるための契約書及びその附属資料
- ⑭株式会社たまがわ江崎加工場改修に係る施工業者との契約書及びその附属資料
- ⑮株式会社たまがわ江崎加工場改修に係る施工状況の実施報告書その他関連資料
- ⑯令和３年５月３１日の美原議員・豊田社長と市長の面会記録その他当該面会に関して作成・入手した資料

(2) 本件処分について

前記２(２)⑥審査請求事項(その６)を除き、本件処分には、違法や不当はないため、実施機関の決定は妥当である。

(3) 本件処分の条例に規定する不開示事項該当性等について

① 審査請求事項（その１）について

情報開示請求のあった内容について、不開示とした部分は、豊田物産株式会社の取引に関する情報が記載されており、当該情報は公にすることを予定していないものである。豊田物産株式会社は現在も会社として事業を継続されており、情報を開示することで、豊田物産株式会社の権利や競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは十分に考えられる。

条例は、市が保有する情報について、原則開示するとの考えを定めているが、個人、法人等の権利利益や国の安全、公共の利益等を適切に保護するとの見地から、条例に定める一定の要件の下で、情報の開示をしないことも認めている。

本件については、開示することの利益と開示しないことの利益を比較衡量した結果、条例第８条第４号アに該当するものとして部分開示決定したものである。

② 審査請求事項（その２）について

情報開示請求のあった内容について、不開示とした部分は、一企業である株式会社たまがわが、事業承継をするに当たって、株式会社たまがわの取締役会に諮った際の資料を、実施機関である萩市の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものである。

当該資料については、公にされているものではなく、また、会社の経営及び意思決定に係る内容であることから、公にしないとの条件を付することは、その性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる。

条例は、市が保有する情報について、原則開示するとの考えを定めているが、個人、法人等の権利利益や国の安全、公共の利益等を適切に保護するとの見地から、条例に定める一定の要件の下で、情報の開示をしないことも認めている。

本件については、開示することの利益と開示しないことの利益を比較衡量した結果、条例第８条第４号イに該当するものとして部分開示決定したものである。

萩市議会の百条委員会で議論されていることをもって、条例第8条第4号イに該当しないとする審査請求人の主張は失当である。

また、萩市民の財産等保護を理由とする開示理由として条例第8条第4号本文ただし書が該当するとする審査請求人の主張は失当である。

③審査請求事項（その3）について

情報開示請求のあった内容は、一企業である株式会社たまがわの取締役会の会議録等の資料、株式会社たまがわと豊田物産株式会社との間で交わした各種の契約書及びその附属資料等である。

これらの資料については、実施機関である萩市の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものである。当該資料については、公にされているものではなく、また、会社の経営及び意思決定に係る内容等であることから、公にしないとの条件を付することは、その性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる。

条例は、市が保有する情報について、原則開示するとの考えを定めているが、市が保有する全ての情報を開示するものではなく、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等を適切に保護するとの見地から、開示することの利益と開示しないことの利益を比較衡量した上で、条例に定める一定の要件の下で、情報を開示しないことも認めている。

本件については、開示することの利益と開示しないことの利益を比較衡量した結果、条例第8条第4号イに該当するものとして不開示決定したものである。

萩市議会の百条委員会で議論されていることをもって、条例第8条第4号イに該当しないとする審査請求人の主張は失当である。

また、萩市民の財産等保護を理由とする開示理由として条例第8条第4号本文ただし書が該当するとする審査請求人の主張は失当である。

④審査請求事項（その4）について

市長の面会については、事前にスケジュールを調整した上で設定するものから急遽当日設定するものまで、また、その内容についても単なる挨拶の類のものから市の施策に係るものまで、多種多様であり、現状では、全

ての面会の場に職員が同席するなどの対応は行っていない。

市長面会の場に職員が同席する場合、面会の内容により記録が必要な情報であるか否かを職員が判断し、所管部署において当該面会の記録として報告書を作成する。

一方で、市長面会の場に職員が同席していない場合には、面会記録は作成しておらず、必要に応じて、面会后、その内容について市長から口頭で所管部署へ伝えられることが通例となっている。令和３年５月３１日の面会については、面会者と市長のみであったため、面会記録は作成していない。

以上の理由から開示請求の対象である文書が不存在のため、条例第１２条第１項第１号の規定により、不開示決定したものである。

⑤審査請求事項（その５）について

情報開示請求のあった内容は、一企業である株式会社たまがわが、事業を実施するに当たり、交わした契約書及び附属資料、取得した見積書、株式会社たまがわ江崎加工場改修に係る施工状況の実施報告書その他関連資料等であって、これらの書類は、株式会社たまがわにおいて、保有、管理すべきものである。

萩市議会に百条委員会が設置され、開示請求に係る資料について議論されているとしても、萩市でこれらの資料を保有、管理する理由はなく、また、これらの資料を取得する必要性も認められないため、株式会社たまがわに対し、その提供を求めておらず、萩市として保有はしていない。

審査請求人は「保管していないことは通常考えられない」と主張するが、これは審査請求人の考えであり、これを以って萩市が当該資料を保有していないことを覆す根拠とはならない。

以上の理由から開示請求の対象である文書が不存在のため、条例第１２条第１項第１号の規定により、不開示決定したものである。

⑥審査請求事項（その６）について

本件については、審査請求人が主張するとおり、令和５年５月１８日に開催された株式会社たまがわの取締役会の資料には、令和４年度事業に関

する監査報告書が添付されるべきものである。

本件処分後、書類の交付に当たり、令和５年度の監査報告書を、本件開示請求において別に請求のあった令和４年度の株主総会に添付する令和３年度事業に関する監査報告書と取り違えて提出したと考えられる。

４ 審査請求人の意見陳述の概要

審査請求人は、株式会社たまがわと豊田物産株式会社は実質的に事業承継を終えており、不開示とされた情報を公にすることにより、豊田物産株式会社の権利を毀損するおそれはないこと、株式会社たまがわは、萩市が出資している企業であり、純粋な民間企業ではなく、当該企業の情報について、開示しないことの利益が開示することの利益を上回るという実施機関の主張自体がおかしいこと、市長面会の際の記録が作成されていないことや萩市議会の調査特別委員会において議論されている事項にもかかわらず、関係する資料について実施機関が入手していないという主張は信じられないこと、資料を取り違えて開示した実施機関の事務手続に不信感があること、第三セクターの情報開示に係る萩市の姿勢及び情報公開手続に関する要望について陳述した。

５ 実施機関に対する意見聴取の概要

実施機関は、本件開示請求に対し、実施機関として開示できるものについては全て開示していること、一方で会社間の契約に係る文書や、株式会社たまがわが作成した書類で、実施機関の要請を受けて提供されたものについては、株式会社たまがわに確認した上で、その意向を尊重し、本件処分を行ったこと、本件処分に当たり、開示する情報の一部を取り違えたこと等を説明した。

６ 審査会の判断理由

（１）基本的な考え方

条例の目的は、第１条で定めるように、市がその諸活動を市民に説明する責任を持つことにかんがみ、市の保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、行政の透明度を高めるとともに市民の市政に対する認識と信頼

を深め、もって市民参加のまちづくりの推進に資することである。この条例の目的を達成するために、第3条第1項で、実施機関は、条例の運用に当たり、情報の開示を請求するものの権利を最大限尊重すること、また、同条第4項で、市民の市政に関する理解を深めるために必要な情報を自ら市民に積極的に提供しよう努めなければならないと規定されている。

しかしながら、条例は、実施機関に対し、全ての情報の開示を義務付けているわけではなく、第8条において、開示請求に係る情報に同条各号のいずれかに該当する事項（以下「不開示事項」という。）が記載されている場合は、実施機関の開示義務を免除している。

もとより、第8条各号が定める不開示事項に該当するか否かの具体的な判断に当たっては、当該各号の規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の目的に照らし、かつ情報の開示を請求するものの権利を十分に尊重する見地から厳正に行うことが必要である。

(2) 本件開示文書について

本件開示文書は、次のとおりである。

- ① 令和4年8月10日及び8月30日の株式会社たまがわ臨時取締役会の会議録等会議の状況が分かる資料
- ② 令和4年8月10日及び8月30日の株式会社たまがわ臨時取締役会で使用した資料全て
- ③ 株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた事業譲渡（売買）契約書及びその附属資料
- ④ 株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた製造委託契約書及びその附属資料
- ⑤ 株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた製造のための従業員出向に係る契約書及びその附属資料
- ⑥ 株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた土地の賃貸借契約書及びその附属資料
- ⑦ 株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた事務所の賃貸借契約書及びその附属資料

- ⑧ 株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた豊田社長との顧問契約書及びその附属資料
- ⑨ 株式会社たまがわから市へ提出されている令和３年度及び令和４年度の経営状況に関する書類全て
- ⑩ 令和４年８月３１日以降に開かれた全ての株式会社たまがわ取締役会及び臨時取締役会の会議録等会議の状況が分かる資料
- ⑪ 令和４年８月３１日以降に開かれた全ての株式会社たまがわの取締役会及び臨時取締役会で使用した資料全て
- ⑫ 株式会社たまがわ江崎加工場を食品衛生法に適合した建物・設備に改修するために取得した見積書及び見積り明細書その他関連資料
- ⑬ 株式会社たまがわが金融機関からの融資を受けるための契約書及びその附属資料
- ⑭ 株式会社たまがわ江崎加工場改修に係る施工業者との契約書及びその附属資料
- ⑮ 株式会社たまがわ江崎加工場改修に係る施工状況の実施報告書その他関連資料
- ⑯ 令和３年５月３１日の美原議員・豊田社長と市長の面会記録その他当該面会に関して作成・入手した資料

(3) 本件審査請求に対する審議事項について

実施機関は、上記６(2)について、本件処分を行い、不開示の理由を条例第８条第３号、第４号ア、同号イ及び第１２条第１項第１号に該当するものとしている。

本件処分のうち、条例第８条第３号の規定に基づく情報の不開示については、争いがない。そこで、当審査会では、本件対象情報を見分し、条例第８条第４号ア、同号イ及び第１２条第１項第１号が定める不開示事項に該当するかについて判断する。

(4) 本件処分の根拠条文の解釈

ア 条例第７条と第８条との関係

条例は、第７条において、実施機関の開示義務を規定しつつ、第８条本文

で第7条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る情報に、不開示事項のいずれかが記録されているときは、その情報の開示をしないことができる旨規定している。

イ 条例第8条第4号ただし書について

条例第8条第4号ただし書は、不開示事項であっても、人の生命、健康、生活若しくは財産を保護するため、又は自然環境を保全するため、公にすることが必要であると認められるものについては、不開示事項に当たらない旨を規定している。

これは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活若しくは財産等の利益とこれを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

また、現実には人の生命、健康、生活若しくは財産等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康、生活若しくは財産等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

ウ 条例第8条第4号アについて

条例第8条第4号アでは、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)に関する事項又は事業を営む個人に関する事項(その事業に関するものに限る。)であって、公にすることにより、その権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるものを不開示事項と定めている。

「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含むものである。

また、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

さらに、「その他正当な権利」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含み、その「おそれがある」というためには、

単なる確率的な可能性ではなく、法的判断に値する蓋然性が求められると解される。

エ 条例第 8 条第 4 号イについて

条例第 8 条第 4 号イでは、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)に関する事項又は事業を営む個人に関する事項(その事業に関するものに限る。)であって、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、その条件を付することがその性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを不開示事項と定めている。

「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から情報の提供を申し出た場合であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人から非公開の条件が提示され、実施機関が、合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれる。

また、「実施機関の要請」には、法令や条例に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収の権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「公にしないとの条件」とは、情報の提供を受けた実施機関が第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

さらに、「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。

(5) 本件不開示部分の条例第 8 条第 4 号ア該当性について

対象情報を見分したところ、審査請求人が開示を求めている上記 6 (2) の資料のうち、⑯「令和 3 年 5 月 31 日の美原議員・豊田社長と市長の面会に関して作成・入手した資料」で不開示とされた部分には、豊田物産株式会社の取引に関する情報及び売上に関する内容が記載されていることが確認された。

当該情報は、公にすることを予定していないものであり、一企業である豊田物産株式会社の経営取引に係る内容を含むものである。

仮に取引の相手方が萩市の出資に係る会社法人であっても、当該情報の性質等は直ちに変わるものとは言えず、面会後も引き続き豊田物産株式会社が経営を存続していること等を踏まえるならば、既に現時点において、豊田物産株式会社の取引経営上の保護されるべき正当な権利が害されるおそれがないということとは困難というべきである。

よって、本件不開示部分は、条例第 8 条第 4 号アに該当すると認められる。

(6) 本件不開示部分の条例第 8 条第 4 号イ該当性について

ア 審査請求事項（その 2）について

対象情報を見分したところ、上記 6 (2) ⑪「令和 4 年 8 月 3 1 日以降に開かれた全ての株式会社たまがわの取締役会及び臨時取締役会で使用した資料全て」には、株式会社たまがわの株主総会に上程する議案のほか、会社の経営等に係る情報が含まれていた。

当該情報は、公にすることを予定していないものであり、萩市とは独立した一企業である株式会社たまがわの経営及び意思決定に係る内容を含むものであり、機密性の高い情報である。

なお、審査請求人は、前記 2 (2) ②のとおり、本件情報について開示すべき旨主張するが、本件不開示部分を含む情報については、実施機関である萩市の要請を受けて、公にしないとの条件で双方合意し任意に提供されたものであること、そのような類型的にも機密性の高い内容、性質の情報であるため、株式会社たまがわと実施機関との合意時に設定された本件情報を公にしないとの条件は不合理なものではないこと、当該合意は、その後、現在まで解除された事実は、当審査会が調査する限りでは認めることができなかったことを考慮するならば、審査請求人の主張には理由がない。

イ 審査請求事項（その 3）について

対象情報を見分したところ、上記 6 (2) ①「令和 4 年 8 月 1 0 日及び 8 月 3 0 日の株式会社たまがわ臨時取締役会の会議録等会議の状況が分かる資料」、②「令和 4 年 8 月 1 0 日及び 8 月 3 0 日の株式会社たまがわ臨時取締役

会で使用した資料全て」、③「株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた事業譲渡（売買）契約書及びその附属資料」、⑥「株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた土地の賃貸借契約書及びその附属資料」、⑦「株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた事務所の賃貸借契約書及びその附属資料」、⑧「株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた豊田社長との顧問契約書及びその附属資料」、⑩「令和４年８月３１日以降に開かれた全ての株式会社たまがわ取締役会及び臨時取締役会の会議録等会議の状況が分かる資料」には、株式会社たまがわの取締役会で諮った議事に係る情報、議事録の情報及び株式会社たまがわが豊田物産株式会社との間で交わした各種の契約に係る情報が含まれていた。

当該情報は、公にすることを予定していないものであり、萩市とは独立した一企業である株式会社たまがわの経営及び意思決定に係る内容並びに財産上・取引上の秘密に属する内容を含むものであり、機密性の高い情報である。

審査請求人は、前記２（２）③のとおり、本件情報について開示すべき旨主張するが、本件不開示部分を含む情報については、実施機関である萩市の要請を受けて、公にしないとの条件で双方合意し任意に提供されたものであること、そのような類型的にも機密性の高い内容、性質の情報であるため、株式会社たまがわと実施機関との合意時に設定された本件情報を公にしないとの条件は不合理なものではないこと、当該合意は、その後、現在まで解除された事実は、当審査会が調査する限りでは認めることができなかったことを考慮するならば、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 小括

よって、本件不開示部分は、条例第８条第４号イに該当すると認められる。

(7) 本件不開示部分の条例第８条第４号ただし書該当性について

上記６（４）イのとおり、本規定に該当するには、現実には人の生命、健康、生活若しくは財産等に被害が発生している場合や、実際に被害が発生していても、将来これらが侵害される蓋然性が認められることが必要である。

当審査会が調査した限りにおいては、現実には萩市民の財産等に被害が発生している事実のほか、将来、萩市民の財産等に具体的な被害が発生するとい

う蓋然性をも認めるべき的確な証拠等の存在は現時点においては確認できなかった。したがって、本件不開示部分を公にすることが必要であるとは直ちに認められず、本件不開示部分が条例第8条第4号ただし書に該当するとは判断できない。

なお、審査請求人は、前記2(2)①②③のとおり、本件情報は、そもそも条例第8条第4号ア及びイに該当せず、萩市民の財産等を保護するために公にすることが必要な情報であって、条例第8条第4号ただし書により開示されなければならない旨主張するが、上記判断とは異なる審査請求人の主張には理由がない。

(8) 取得、保有していない対象情報について

対象情報を見分したところ、審査請求人が開示を求めている上記6(2)の資料のうち、⑩「令和3年5月31日の美原議員・豊田社長と市長の面会記録」、④「株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた製造委託契約書及びその附属資料」、⑤「株式会社たまがわと豊田物産株式会社の間で交わされた製造のための従業員出向に係る契約書及びその附属資料」、⑫「株式会社たまがわ江崎加工場を食品衛生法に適合した建物・設備に改修するために取得した見積書及び見積り明細書その他関連資料」、⑬「株式会社たまがわが金融機関からの融資を受けるための契約書及びその附属資料」、⑭「株式会社たまがわ江崎加工場改修に係る施工業者との契約書及びその附属資料」、⑮「株式会社たまがわ江崎加工場改修に係る施工状況の実施報告書その他関連資料」は存在しなかった。

これらの情報について、実施機関に確認したところ、⑩「令和3年5月31日の美原議員・豊田社長と市長の面会記録」については、市長から必要な情報の作成の指示もなされていないことから作成されておらず、その余の情報については、実施機関が組織として取得、保有した事実を確認できなかった。

以上のことから、当該情報は不存在であり、条例第12条第1項第1号の規定により不開示とすることは妥当であると判断した。

(9) その他の審査請求人の主張について

ア 審査請求事項（その6）について

審査請求人は、前記2(2)⑥のとおり、開示請求した情報について、開示さ

れた情報に誤りがあり、開示請求した一連の資料を全て開示するように求めている。

この点、実施機関は前記 3 (3) ⑥のとおり、取り違えて情報を開示したと考えられる旨弁明しており、また、前記 5 の実施機関に対する意見聴取においても、情報を取り違えて開示したと述べており、このことは、情報開示の事務手続上、不適切なものであると認められる。したがって、この限りにおいて審査請求人の主張には一部理由があり、少なくとも取り違えにより開示がされていない当該情報については不開示部分を除いて開示することが適当であると判断する。

なお、一連の資料について、全て開示を求めるという審査請求人の主張については、上記 6 (5) (6) (7) (8) のとおり理由がない。

イ その余の主張について

審査請求人は、第三セクターの情報開示に係る萩市の姿勢及び萩市の情報開示手続等に関して主張するが、これらの主張は、当審査会の上記判断に影響を及ぼすものではない。

(10) 本件処分の妥当性について

以上のことから、冒頭の「1 審査会の結論」のとおり判断する。